

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

| | |
|--|-----|
| ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 | 七〇六 |
| ○土地改良区の定款の変更を認可した件 | 七〇六 |
| ○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 七〇六 |
| ○道路の区域を変更する件四件 | 七〇六 |
| ○道路の供用を開始する件二件 | 七〇六 |
| ○廃川敷地等が生じた件 | 七〇六 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 | 七〇九 |
| ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 | 七〇九 |
| 正 誤 | 七〇九 |
| ○平成十二年九月二十九日付け号外第九十二号中 | 七〇九 |
| ○平成十二年十月一日付け号外第九十五号中 | 七〇九 |

告 示

福島県告示第八百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島県知事 内 堀 雅 雄

カワチ薬品大根店 福島県郡山市御前南一丁目十九番地ほか
 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 1 防犯対策への協力に係る事項
 事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」第三条における基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策へ協力すること。
 （商業まちづくり課）

福島県告示第八百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千軒平溜池土地改良区から平成二十七年十一月二日付けで申請のあった定款の変更について、同年十二月十五日認可した。
 平成二十七年十二月二十二日
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を矢吹町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 平成二十七年十二月二十二日
 福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
 諏訪神社

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十七年福島県告示第八百三十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第八百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|---|-----------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 一般国道 三四九号 | 伊達市月舘町下手渡字 根廻四五番一地从先から 同 市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先まで | 変更前 七・〇〇 変更後 二一・五〇 | 敷地の幅員 (メートル) 一〇・五〇 五二・〇〇 | 延 長 (メートル) 一、一四〇・〇〇 一、一四〇・〇〇 |

(道路計画課)

福島県告示第八百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------|---|--|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 県道小野 郡山線 | 郡山市中田町高倉字槻 ノ口一一九番二地先から 同 市中田町高倉字宮 ノ脇五二番一地先まで | 変更前 八・〇〇 二八・〇〇 変更後 八・〇〇 二八・〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) 一三・〇〇 九六・〇〇 | 延 長 (メートル) 一、二八二・〇〇 一、二六〇・〇〇 |

(道路計画課)

福島県告示第八百七十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------|--|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 県道白河 羽鳥線 | 西白河郡西郷村大字羽 太字南六一番二地先から 同 郡同 村大字柏 野字上川原一番一地先 まで | 変更前 八・八〇 一一・四〇 変更後 一一・六〇 一七・四〇 | 敷地の幅員 (メートル) 一一・六〇 一七・四〇 | 延 長 (メートル) 一〇四・〇〇 一〇四・〇〇 |

(道路計画課)

福島県告示第八百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---------------------|--|--|----------------------------------|---|
| 県道いわ き上三坂 小野線 | いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで | 変更前 八・六〇 六八・〇〇 変更後 八・六〇 六八・〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) 八・六〇 六八・〇〇 | 延 長 (メートル) 一一、七五七・三〇 一一、七五七・三〇 |

三二番六地先から
同 市慶徳町豊岡字香隅山三四
四〇番二地先まで

日

(道路計画課)

福島県告示第八百八十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 一級河川阿武隈川水系広瀬川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十七年十二月二十二日
- 三 廃川敷地等の位置 上流端伊達郡川俣町字新宮六十八番の五地先から下流端伊達郡川俣町字新宮六十四番の七地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地（河川管理施設を含む。） 九〇九・一九平方メートル

(河川計画課)

福島県告示第八百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
平成二十七年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 金坂2号
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市内郷宮町
金坂
百九十四番二
百九十四番一
百九十二番
九十八番二
九十八番三
百番三

百番一
百九十四番三
十一号
十二号

(砂防課)

公 告

公告第二百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十日
- 二 名称 特定非営利活動法人ねっこわあく
- 三 代表者の氏名 伊東 英男
- 四 主たる事務所の所在地 福島県安達郡大玉村大山字岩高二十四番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、未就学児、及び、就学児に対する発達支援や放課後等デイサービスを行い、基本的動作の指導や知識技能の付与、又は集団生活への適応のための支援をし、地域福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

正 誤

| ページ | 段 | 行 | 正 | 誤 |
|-----|---|-----------|------------|------------|
| 八 | 下 | 六 | 同条例第15条第3項 | 同条例第15条第3項 |
| 六三 | 下 | 後ろか ら五 | 同条例第15条第3項 | 同条例第15条第3項 |

○平成二十二年九月二十九日付け号外第九十二号中

| | | | | |
|----|---|-----------|------------|------------|
| 八 | 下 | 六 | 同条例第15条第3項 | 同条例第15条第3項 |
| 六三 | 下 | 後ろか ら五 | 同条例第15条第3項 | 同条例第15条第3項 |

○平成十二年十月一日付け号外第九十五号中

| | | | | |
|---|---|-----|------------|-----------|
| 七 | 下 | 後ろか | 同条例第15条第3項 | 同条第15条第3項 |
| 五 | 三 | 後ろか | 同条例第15条第3項 | 同条第15条第3項 |
| 八 | 上 | 後ろか | 同条例第15条第3項 | 同条第15条第3項 |
| 五 | 二 | 後ろか | 同条例第15条第3項 | 同条第15条第3項 |